

イング総合計画株式会社 株主総会の運営に関する規程

株主総会規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、イング総合計画株式会社（以下「この法人」という。）の定款第14条に基づき、株主総会の運営に関し必要な事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 株主総会は、株主の2/3以上の株主をもって構成する。

2 取締役は、やむを得ない事由がある場合を除き、株主総会に出席しなければならない。

3 監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、株主総会に出席しなければならないが、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

第2章 株主総会の招集

(株主総会の開催及び招集者)

第3条 株主総会は、定時株主総会及び臨時株主総会の2種とする。

2 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催するものとし、取締役会の決議に基づき代表取締役（代表取締役に事故があるとき又は代表取締役が欠けたときは取締役がこれを招集する。

3 臨時株主総会は、必要がある場合に開催するものとし、取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集する。

4 前項にかかわらず、代表取締役は、株主の目的である事項及び招集の理由を示して株主総会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく株主総会を招集する。

5 前項の招集の請求をした株主は、次の場合には、東京地方裁判所の許可を得て、株主総会を招集することができる。

(1) 前項の請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 前項の請求があった日から6週間以内の日を株主総会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の手続)

第4条 株主総会を招集する場合には、取締役会の決議によって、次の事項を定める。

(1) 株主総会の日時及び場所

(2) 株主総会の目的である事項があるときは、その事項

(3) 株主総会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

2 前項にかかわらず、前条第5項の規定により株主が株主総会を招集する場合には、当該

株主は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第5条 株主総会を招集するには、代表取締役は、株主総会の開催日の7日前までに、各株主に対して、書面又は電磁的記録をもって通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、第4条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

3 第1項の通知を電磁的記録をもって行う場合は、法令で定めるところにより、あらかじめ株主から書面又は電磁的記録により承諾を得て行うものとする。

(招集手続の省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、株主総会は、株主の全員の書面又は電磁的記録による同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第3章 株主総会の議事

(議長)

第7条 株主総会の議長は、株主総会において、出席した株主の中から選出する。

(株主提案権)

第8条 株主は、代表取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、株主総会の日の4週間前までにしなければならない。

2 株主は、株主総会において、株主総会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において議決に加わることができる株主の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

3 株主は、代表取締役に対し、株主総会の日の4週間前までに、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を第5条第1項の通知に記載し、又は記録して株主に通知することを請求することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において議決に加わることができる株主の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

(招集手続等に関する検査役の選任)

第9条 この法人又は株主は、株主総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該株主総会に先立ち、東京地方裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

(株主総会の運営)

第10条 株主総会は、この会社が発行した株総数の過半数を所有する出席者の参加がなければ、開催することができない。

2 議長は、株主総会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

3 議長は、株主総会の秩序を維持し、議事を整理する。

4 株主は、株主総会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。

5 議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、株主総会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の株主が特別な利害関係を有すると認めるときは、当該株主を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

(株主総会の決議事項)

第11条 株主総会は、定款に定める次の事項を決議する。

- (1) 取締役及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 役員及び株主の報酬等並びに費用に関する規程の制定又は改廃
- (3) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他株主総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(決議)

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別な利害関係を有する株主を除く株主の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別な利害関係を有する株主を除く株主の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員及び株主の報酬等並びに費用に関する規程の制定又は改廃
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

(株主総会への報告事項)

第13条 取締役は、法令又はこの法人の定款に定める事項について、株主総会へ報告するものとする。

2 監事は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を株主総会に報告するものとする。

(役員等の説明義務)

第14条 取締役及び監事は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が株主総会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として

法令で定める場合は、この限りではない。

2 定時株主総会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、定時株主総会に出席して意見を述べなければならない。

(議事録)

第15条 株主総会の議事については、法令及びこの法人の定款で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる場合の区分に応じ、これに定める事項を記載し、株主総会の議長、議事録署名人及び議事録の作成に係る職務を行った者は、当該議事録に記名押印又は法令に従い電子署名するものとする。

(決議の省略)

第16条 取締役が、株主総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 株主は、前項に定める提案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、その旨及びその理由を前項に基づき提案を行った取締役に申し出るものとする。

(報告の省略)

第17条 取締役が、株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を株主総会に報告することを要しないことについて、株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議事録の配布)

第18条 議長は、欠席した株主に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第19条 株主会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

第5章 雑則

(倫理規程)

第20条 株主総会の構成員として株主が遵守すべき事項については、法令、定款及びこの規則に定めるほか、株主総会の決議によりこの規則の一内容として倫理規程において別途定める。

(改廃)

第21条 この規則の改廃は、株主総会の決議による。

附則

この規則は、2024年7月1日から施行する。

別表

議事録記載事項

I 第5条の規定により株主総会が開催された場合

1 開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、監事、会計監査人又は株主が取締役会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

2 議事の経過の要領及びその結果

3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する株主があるときは、当該株主の氏名

4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき

ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べたとき

ハ 監事が、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものについて調査した結果、法令若しくはこの法人の定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認め、株主総会にその調査の結果を報告したとき

ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき

ホ 会計監査人が、この法人の計算書類及びその付属明細書につき、法令又は定款に適合するかどうかについて監事と意見を異にし、定時株主総会で意見を述べたとき

ヘ 会計監査人が、定時株主総会において会計監査人の出席を求める決議を受けて、定時株主総会に出席して意見を述べたとき

5 株主総会に出席した株主、取締役、監事又は会計監査人の氏名又は名称

6 議長の氏名

7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

II 第16条の規定により株主総会の決議があったものとみなされた場合

1 株主総会の決議があったものとみなされた事項の内容

2 前記1の事項の提案をした者の氏名

3 株主総会の決議があったものとみなされた日

4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

III 第17条の規定により株主総会への報告があったものとみなされた場合

1 株主総会への報告があったものとみなされた事項の内容

2 株主総会への報告があったものとみなされた日

3 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

